

平成 15 年 第 2 回

高森町議会 5 月臨時会会議録

平成 15 年 5 月 9 日 開会



高 森 町 議 会

5 月 9 日 (金)

平成15年第2回高森町議会臨時会（第1号）

平成15年5月9日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

臨時議長紹介

臨時議長あいさつ

町長あいさつ（執行部自己紹介）

開会（開議）宣告

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

平成15年第2回高森町議会臨時会追加議事日程（第1号の追加1）

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

1番 宇藤 敬君

2番 白石 博昭君

日程第3 会期の決定について

（1）会 期（1日間）

自 平成15年5月9日

至 平成15年5月9日

（2）会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
5月9日（金）	本会議	

日程第4 副議長の選挙について

日程第5 常任委員の選任について

日程第6 常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について

日程第7 議会運営委員の選任について

日程第8 議会運営委員長及び副委員長の互選結果の報告について

日程第9 阿蘇広域行政事務組合の議会の議員の選挙について

- 日程第 1 0 同意第 2 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 1 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成 1 4 年度高森町一般会計補正予算)
- 日程第 1 2 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成 1 4 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算)
- 日程第 1 3 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成 1 4 年度高森町介護保険特別会計補正予算)
- 日程第 1 4 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成 1 4 年度高森町老人保健特別会計補正予算)
- 日程第 1 5 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(高森町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 1 6 承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(高森町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例)
- 日程第 1 7 承認第 9 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 1 8 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 1 9 特別委員の選任について
- 日程第 2 0 特別委員長及び副委員長の互選結果の報告について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	1 0 番	甲 斐 正 一 君
1 1 番	相 馬 俊 行 君	1 2 番	三 森 義 高 君
1 3 番	佐 伯 金 也 君	1 4 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	藤 本 正 一 君		
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 (兼草部出張所長)	佐 伯 秀 和 君	企画観光課長	村 上 源 喜 君
住民生活課長	後 藤 秀 希 君	保健福祉課長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農林振興課長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水資源対策課長	芹 口 誓 彰 君
高森中央出張所長	桐 原 一 紀 君	野尻出張所長	長 尾 和 博 君
収 入 役 室 長	岩 下 健 治 君	教委事務局長心得	佐 伯 実 範 君
監査事務局長	阿 南 哲 也 君	農業委員会事務局長	村 嶋 兵 志 郎 君
行 政 係 長	甲 斐 敏 文 君	財 政 係 長	河 崎 み ゆ き 君
代表監査委員	吉 良 嘉 人 君	教 育 委 員 長	田 上 更 生 君
農業委員会会長	工 藤 祝 男 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	色 見 隆 夫 君	議会事務局係長	佐 藤 幸 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

臨時議長紹介

○議会事務局長（色見隆夫君） おはようございます。

事務局長の色見隆夫です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の後藤英範議員をご紹介します。どうぞ、議長席の方によりしくお願いします。

-----○-----

臨時議長あいさつ

○臨時議長（後藤英範君） おはようございます。

ただいま、ご紹介されました後藤英範です。

地方自治法の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいいたします。

-----○-----

町長あいさつ（執行部自己紹介）

○臨時議長（後藤英範君） 会議に先立ちまして、町長のごあいさつをお願いします。

町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

今日は、大変五月晴れと申しますか、根子岳がその先に見えているようで大変気持ちがよくございます。皆様、今日は初めて1年生議員さんと申しますか、初めて当選された方にお会いするわけでございますけれども、私も今回、皆様方のご支援のもとに、町長に当選をさせていただきました。今後4年間、また、身を粉にして、皆様方と一緒に働きたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、平成15年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、ここに新しく選ばれた議員各位をお迎えし、慎んでごあいさつを申し上げる機会を得ましたことは、私も最も光栄とするところでございます。

議員各位には、去る4月の27日に執行されました町議会議員の選挙に当たり、町民の要望を担って、めでたくご当選を得られ、本日、ここに初めての議会を開き

開会することに運びましたことは、町政のために誠にご光栄に耐えない次第でございます。

私もこの度、町長選挙におきまして、不肖、私が今後4年間、高森町政の執行に当たることになりました。本町にとりまして、町村合併問題など、重要課題が山積しておりますとともに、その任に当たりますことは身に余る光栄でありますとともに、改めてその責務の重大さを痛感をいたしているところでございます。

どうか、議員各位におかれましては、今後の町政運営におきまして、絶大なるご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げる次第でございます。

なお、具体的な施策につきましては、次の定例議会において、町政運営方針としてお示しをしたいと考えておりますので、今しばらくご猶予を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

本日、ご提案申し上げております議案につきましては、同意第2号の監査委員の選任並びに承認第3号から第9号までのご審議を賜ることとしております。何とぞよろしくご審議いただきますよう、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますけれども、お礼をかねてごあいさついたします。

○臨時議長（後藤英範君） どうもありがとうございました。

続きまして、本日、出席の執行部の皆さんに自席から自己紹介をお願いします。

○代表監査委員（吉良嘉人君） 代表監査委員を仰せつかっております吉良嘉人と申し上げます。よろしくお願いいたします。

○農業委員会会長（工藤祝男君） 改めまして、おはようございます。農業委員会の工藤でございます。各議員さん方と今後、公私ともに大変お世話になると思います。今後ともご指導、お力添えをよろしくお願い申し上げます。

○教育委員長（田上更生君） 教育委員長の田上更生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（佐藤昭也君） おはようございます。教育長の佐藤昭也でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（岩下生人君） おはようございます。総務課長を仰せつかっております岩下です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画観光課長（村上源喜君） おはようございます。企画観光課長を仰せつかっております村上でございます。よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（岩下昭久君） おはようございます。保健福祉課長の岩下です。よろしくお願いいたします。

- 税務課長（岩下光廣君） おはようございます。税務課長の岩下光廣です。どうぞよろしくをお願いします。
- 住民生活課長（後藤秀希君） おはようございます。住民生活課長の後藤でございます。よろしくをお願いいたします。
- 財政係長（河崎みゆき君） おはようございます。財政係長の河崎と申します。よろしくをお願いします。
- 行政係長（甲斐敏文君） おはようございます。総務課行政係長で、選挙管理委員会の書記を兼務しております甲斐敏文です。よろしくお願いします。
- 監査事務局長（阿南哲也君） おはようございます。監査委員事務局長の阿南でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 農業委員会事務局長（村嶋兵志郎君） おはようございます。農業委員会事務局長を仰せつかっております村嶋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 建設課長（渡辺哲郎君） おはようございます。建設課長を仰せつかっております渡辺です。よろしくお願い申し上げます。
- 農林振興課長（廣木富八君） おはようございます。農林振興課長の廣木でございます。ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 収入役室長（岩下健治君） おはようございます。収入役室長の岩下健治でございます。また、ただいま収入役が不在でございますので、収入役職務代理者を仰せつかっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 教育委員会事務局長心得（佐伯実範君） おはようございます。教育委員会事務局長心得を仰せつかっております佐伯実範でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 水資源対策課長（芹口誓彰君） おはようございます。水資源対策課長の芹口でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 総務審議員兼草部出張所長（佐伯秀和君） おはようございます。草部出張所兼総務審議員を仰せつかっております佐伯秀和でございます。よろしくお願い申し上げます。
- 野尻出張所長（長尾和博君） おはようございます。野尻出張所長の長尾和博でございます。よろしくお願い申し上げます。
- 高森中央出張所長（桐原一紀君） おはようございます。高森中央出張所長を仰せつかっております桐原一紀でございます。よろしくお願い申し上げます。
- 臨時議長（後藤英範君） どうもありがとうございました。

-----○-----

○臨時議長（後藤英範君） ただいまから平成15年第2回高森町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（後藤英範君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

-----○-----

日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（後藤英範君） 日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推せんにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（後藤英範君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推せんで行うことに決定しました。

-----○-----

○臨時議長（後藤英範君） お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（後藤英範君） 異議なしと認めます。よって、しばらく休憩することに決定しました。再開時間につきましては、決定しだい、事務局を通じて連絡いたします。

-----○-----

休憩 午前10時10分

再開 午後 2時45分

-----○-----

○臨時議長（後藤英範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（後藤英範君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

議長に、相馬俊行君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名した相馬俊行君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（後藤英範君） 異議なしと認めます。よって、ただいま、議長が指名いたしました相馬俊行君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選された相馬俊行君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

これをもって臨時議長の職務は終了しました。ご協力ありがとうございました。

それでは、議長席を交代します。どうもありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 一言皆さん方にごあいさつを申し上げます。

この度、議員各位の皆さん方から議長という大役を仰せつかり、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。高森町の現状を見ますと、非常に難問も山積みされておるようでございます。町村合併の問題、あるいは、少子高齢化、農林業の振興の問題、商店街の振興、さらには、学校統合問題、いろいろあります。それだけに議会の役割というものも大変大きいと思うわけでございます。行政のチェック機関としての議会の役割を果たしていきたいと思うわけでございます。執行部に近づきすぎず、離れすぎず、町民の皆さん方の声を吸い上げる議会、開かれた議会として活躍をしていきたいと思うわけでございます。

執行部の皆さん方の協力、または議員各位の協力を切にお願いを申し上げます。大変簡単ではございますけれども、就任のあいさつとさせていただきます。お世話になります。

—————○—————

日程第1 議席の指定

○議長（相馬俊行君） 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配布しました議席表のとおり指定します。

—————○—————

日程第２ 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第２ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、１番 宇藤 敬君、２番 白石博昭君を指名します。

-----○-----

日程第３ 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第３ 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会は、本日５月９日の１日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日に決定いたしました。

-----○-----

日程第４ 副議長の選挙について

○議長（相馬俊行君） 日程第４ 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推せんにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推せんで行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をしました。

副議長に、甲斐正一君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した甲斐正一君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま、議長が指名いたしました甲斐正一君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選された甲斐正一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長のごあいさつをお願いします。

○副議長（甲斐正一君） 皆さん、改めましてこんにちは。

私も先ほどの選挙で3期目の議席を与えていただきました。この席を借りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、副議長という大きな席をいただいたわけでございます。これからは非常に議長、さらに、議会の運営がスムーズにいくよう、車の両輪のごとくやっていきたいと思っております。さらに、議場がクールである議場でありますよう、皆様方のさらなるご支援、ご指導、ご協力を賜りまして、すばらしい議場であることを願います。

どうぞこれからもよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、就任のあいさつにかえさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りします。

日程第5から日程第9までは関連がありますので、一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、日程第5から日程第9までを一括議題とすることに決定をしました。

-----○-----

日程第5 常任委員の選任について

日程第6 常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について

日程第7 議会運営委員の選任について

日程第8 議会運営委員長及び副委員長の互選結果の報告について

日程第9 阿蘇広域行政事務組合の議会の議員の選挙について

○議長（相馬俊行君） 日程第5から日程第9までを職員に報告させます。議会事務局長 色見隆夫君。

○議会事務局長（色見隆夫君）　〔議案朗読〕

○議長（相馬俊行君）　ただいまの報告のとおり決定したいと思います。これにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。よって、日程第５から日程第９までは報
告のとおり決定しました。

-----○-----

日程第１０　同意第２号　監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君）　日程第１０　同意第２号、監査委員の選任につき同意を求める
ことについてを議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。町
長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　同意第２号、監査委員の選任につき同意を求めることについて
の提案説明を申し上げます。

地方自治法第１９６条の規定に基づき、町議会議員の高森町大字高森２４８９番
地の２、佐伯金也氏を高森町監査委員に選任同意を得たく、提案するものであります。

同氏は、町議会議員３期を歴任されており、地域住民の人望も厚く、人格、識見
高く、適任者であります。どうかご審議いただき、同意を賜りますようお願い申し
上げて、提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君）　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君）　討論なしと認めます。

これから、同意第２号について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。よって、同意第２号、監査委員の選任に
つき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第11 承認第3号から日程第17 承認第9号までの専決処分事項の承認を求めることについては、一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。

-----○-----

日程第11 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成14年度高森町一般会計補正予算)

日程第12 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算)

日程第13 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算)

日程第14 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成14年度高森町老人保健特別会計補正予算)

日程第15 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて
(高森町税条例の一部を改正する条例)

日程第16 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて
(高森町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例)

日程第17 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて
(高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長（相馬俊行君） 承認第3号について提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 承認第3号の平成14年度高森町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

専決しました内容は、3月議会終了後に決定いたしました地方交付税や地方譲与税などの最終調整及び基金積立金等の歳出の調整であります。

今回の補正額は、1億2,263万円を増額し、これを現計予算と合算いたしますと、52億2,951万2,000円となります。

次に、8ページ、第2表、地方債の補正につきましては、事業費の確定に伴い、最終借入限度額の調整であります。

以下、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

まず、11ページ、国から交付される地方譲与税や利子割交付税などは、確定された調整分であります。12ページの地方交付税は、特別交付税によるもので、公共災害ほか、老人福祉対策、農林業対策、特別の財政事情があったために交付されたものであります。13ページからの国庫支出金、県支出金につきましては、補助額の最終確定分を計上いたしました。16ページ、寄附金につきましては、高森温泉館の経費削減、及び合理化を図られたことにより、当初見込額より歳入が増額となったための調整であります。17ページの町債につきましては、高森中学校建築の義務教育施設整備事業、公営住宅建設事業や道路整備事業などの生活関連事業を実施したことにより、平成14年度の借入総額は8億6,530万円となりました。これは、当初予算からはマイナス8%の減となっております。なお、借入率は最近の経済事情を反映し、償還期限により内容が若干異なりますが、4月現在では、義務教育債におきましては年1%、辺地債で0.5%となっております。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。18ページ、民生費の障害福祉費、児童福祉費につきましては、最終事業費の確定分の調整を行いました。次に、20ページの積立金につきましては、年度間の財源調整のための財政調整基金の積立を行ったものであります。この積立を行うことにより、平成14年度末の現在高は5億2,456万2,000円となりました。今後とも経済情勢の著しい変動によります税の減収や不時の支出増加などに対応するとともに、中長期的な視野での財政運営の安定を図る上からも、基金の積立を行うことといたしました。

以上、今回、専決いたしました主な内容について申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 承認第4号について提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 芹口誓彰君。

○水資源対策課長（芹口誓彰君） 承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについての平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の専決は、3月議会終了後に地方債の貸付許可が決定したこと、及び水道修繕工事が発生したことに伴うものであります。

専決しました内容は、地方債の補正が過疎対策事業債の限度額を350万円から370万円に、簡易水道事業債の限度額を440万円から420万円にそれぞれ変更いたしました。また、歳出におきまして、款1水道費の需用費、修繕料30万円

を補正いたしました。その財源といたしまして、予備費から３０万円を充当いたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、どうかご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 承認第５号について提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 承認第５号でご報告いたします平成１４年度高森町介護保険特別会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

専決いたしました内容は、３月議会定例会終了後に決定いたしました第１号被保険者保険料の確定額及び財政調整交付金の追加交付による補正の最終調整であります。

今回の補正額は、１ページにありますように、歳入歳出それぞれ９４万円を追加し、現計予算の総額を歳入歳出それぞれ５億７，９５８万４，０００円とし、その歳出につきましては、ページ８ページにありますように、保険給付費の介護サービス等諸費並びに支援サービス等諸費に充てるものであります。

以上、専決いたしました内容についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 承認第６号から承認第９号までについて提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） それでは、専第６号で専決をしました平成１４年度高森町老人保健特別会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１，２１４万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１億３，９３１万５，０００円とするものです。

補正の内容としましては、１月末の推計医療給付費より３月末の推計医療給付費が伸びたため、不足額を歳入歳出それぞれ増額したものです。

慎重にご審議いただき、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、専第７号で専決をしました高森町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、全国１２カ所で開催された税についての対話集会の状況を踏まえ、検討・審議をした平成１５年度税制改正に関する政府税制調査会の答申に基づき、通常国会において地方税法が改正されたため改正したものです。

詳細につきましては、比較対照条文のとおりですが、主な内容についてご説明申し上げます。

第1に、土地税制ですが、土地流通課税の軽減を図るため、特別土地保有税の課税が提出されるとともに、土地に係る固定資産税の負担調整措置は現行同様の措置となりました。第2に、金融証券税制ですが、県民税において、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割が創設されたことに伴い、町民税においては、一定の上場株式等の配当と及び株式譲渡益については課税標準から除外することとなりました。第3に、町たばこ税ですが、1,000本当たり309円、1箱6円18銭引き上げるとともに、紙巻きたばこについては、1,000本当たり146円、1箱当たり2円92銭引き上げることとなりました。これにより、平年度で町に対して500万円弱の増となっております。第4に、軽自動車税ですが、申告書または報告書を統一様式にする見直しが行われました。そのほか、地方税法の改正に伴う引用文の改正、日切れ法案の改正と所要の改正が行われました。施行日は、たばこ税については本年の7月1日からで、その他につきましては、改め分の附則のとおりとなっております。

以上、主な内容についてご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、専第8号で専決をしました高森町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

特別土地保有税審議会は、恒久的な建物等の用地に係る納税義務の免除の認定、及び徴収猶予等に関し、必要な事項を付議し、調査審議する機関ですが、今回、これらの付議要件が廃止されたため廃止したものです。

なお、本町においては、課税対象者は現在のところいません。

慎重にご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、専第9号で専決処分をしました高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、税条例と同様、地方税法の一部を改正する法律が成立したため、改正条文のとおり改正するものです。

詳細につきましては、比較対照表のとおりですが、主な改正についてご説明いたします。国民健康保険税の所得割額の算定に当たりまして、介護納付金課税額の最高課税限度額を1万円上げ8万円にするとともに、商品先物取引を先物取引に改め、商品のみでなく、有価証券等の先物という先物取引にも対応できるようにする

とともに、損失の繰越控除ができるようになりました。施行日につきましては、町税条例と同じになっております。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第３号から承認第９号までの専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第３号から承認第９号までの専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

—————○—————

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第１８から日程第２０号までは関連がありますので、一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。

よって、日程第１８から日程第２０までを一括議題とすることに決定をしました。

—————○—————

日程第１８ 特別委員会の設置及び委員定数について

日程第１９ 特別委員の選任について

日程第２０ 特別委員長及び副委員長の互選結果の報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第１８から日程第２０までを職員に報告させます。議会事務局長 色見隆夫君。

○議会事務局長（色見隆夫君） 〔議案朗読〕

○議長（相馬俊行君） ただいまの報告のとおり決定したいと思います。これにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、日程第１８から日程第２０まで
は報告のとおり決定をしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本臨時議会に提案された全議案議了いたしました。

なお、次期議会の運営につきましては議会運営委員会に、議会広報につきましては
議会広報特別委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会
に、町村合併につきましては町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、議会広報特別
委員会、交通総合対策特別委員会、町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託するこ
とに決定をしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

議会を閉じます。

平成１５年第２回高森町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後３時２０分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高 森 町 議 会 会 議 録
平成15年第2回臨時会

平成15年5月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行
編集人 高森町議会事務局長 色見隆夫
作成 株式会社アクセス

電話 (096)372-1041

~~~~~  
高 森 町 議 会 事 務 局

〒869-1600 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (09676)2-1111